

令和8年第5回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和8年5月26日（火）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和8年第5回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和8年5月26日						
招集場所	東串良町役場委員会室(3階)						
開催の日時 及び宣言	開会	令和8年5月26日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和8年5月26日 午前10時31分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数8名 欠席数名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	×		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	×		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	1番	吉ヶ崎 弘一	8番	内村 初子			
出席した事務局職員	局長	上野 勝志		書記	宮之前 博一 出水 翔太・中村 一雅		
会議 に付 した 事項	日程第1 議案第22号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について						
	日程第3 議案第24号 農業振興整備計画に伴う意見聴取について						
	日程第4 議案第25号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に対する意見聴取について						
	日程第5 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について						

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。中村委員、村吉委員より欠席届が提出されております。

出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和8年第5回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を、1番吉ヶ崎委員と8番内村委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が2件3筆、農用地等の利用権の賃借権の合意解約が3件6筆、使用貸借権の合意解約が1件2筆農地法第3条による賃借権の合意解約が1件2筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第1議案第22号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回は、賃借権が9件、使用貸借権が11件、所有権移転が3件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、所有権移転の売渡の1番については譲受人が〇〇委員が役員を務める法人となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第25条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、吉ヶ崎委員は質疑の間退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料7ページをご覧ください。

所有権移転の売渡の1番、譲渡人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、譲受人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「異議なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は大崎町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は大崎町の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 7 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 8 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 9 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 3 ページをご覧ください。

使用貸借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の合同会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 20 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 4 ページをご覧ください。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 7 番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

次に 8 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 9 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 10 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 11 番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 6 ページをご覧ください。

所有権移転の買入の 1 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は鹿児島市の公益財団法人鹿児島県地域振興公社、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

所有権移転の売渡の 1 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に 2 番、譲渡人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 1 議案第 2 2 号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 2 議案第 2 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、使用貸借権が 1 件、所有権移転が 4 件となっております。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところではありますが、資料 10 ページの所有権移転の 78 番の譲受人については〇〇委員の親族となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 10 ページをご覧ください。

所有権移転の 78 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権の移転でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長(大村)

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 8 ページをご覧ください。

使用貸借権の 75 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 20 年の利用権設定でございます。

資料 9 ページをご覧ください。

所有権移転の 76 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に 77 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

資料 10 ページをご覧ください。

次に 78 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に 79 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして日程第 2 議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 3 議案第 2 4 号農業振興整備計画変更に伴う意見聴取について議題といたします。

今回は、農用地区域からの除外について 1 件の意見聴取を求められており、現地調査を行っております。

それでは、資料 11 ページ、〇〇さんからの農用地区域からの除外申請にかかる現地調査についての報告を木佐貫委員よろしくお願いします。

（木佐貫委員現地調査報告）

それでは説明させていただきます。

令和 8 年 5 月 1 4 日木曜日に農用地区域からの除外に係る現地調査を、私と村吉委員、事務局 2 名の計 4 人で行いました。

なお、関係者として行政書士の〇〇さんが出席されました。

今回の除外の目的は、譲受人が、実家に隣接している父親所有の申請地に自身が居住するための一般住宅を建築するものです。

申請地は農用地区域の外周部に位置しており、現地を確認した結果、農用地区域から除外しても、周辺の営農条件へ悪影響を及ぼすおそれはないものと判断されます。

また、除外後は原則として転用が認められない第1種農地に該当するものと思われませんが、申請地南側には3戸以上の集落の広がり確認できることから、不許可の例外である「集落への接続」に該当するものと思われれます。

なお、申請面積は568㎡となり、一般住宅の基準面積である500㎡をやや超過しておりますが、申請地が周囲の農地と塀で分断されており、農地を残しても有効活用が見込めないという事情があることから、やむを得ないことと思われれます。

以上の事から、本件については、農用地区域からの除外を認めても差し支えないものと思われれます

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願いたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第3議案第24号農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取についての審議を原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第25号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に対する意見聴取について議題といたします。

今回は、2件の意見聴取を求められております。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局(出水)

それでは説明させていただきます。最初に資料13ページ、池之原街道地区の計画変更については、区域からの除外を目的としております。

区域の変更後は農地転用を行い複合施設を建設することとなっておりますがこのことについての内容の説明および現地調査の報告は、令和8年4月総会における議案第16号において農用地からの除外について審議した際になされておりますので省略させていただきます。

地域計画の変更に関しては、申請地の位置が地域計画区域内農地の外周部に位置していることから、除外されても周囲の営農状況に悪影響を及ぼすものではないと認められると思われます。

したがって地域計画を変更してもやむを得ないものであると思われます。

続いて資料14ページ、同じく池之原街道地区の計画変更についても、区域からの除外を目的としております。

区域の変更後は、農地転用を行い一般住宅を建設することとなっておりますが、このことについての内容の説明および現地調査の報告は、議案第24号において農用地からの除外について審議した際になされておりますので省略させていただきます。

地域計画の変更に関しては、申請地の位置が地域計画区域内農地の外周部に位置していることから、除外されても周囲の営農状況に悪影響を及ぼすものではないと認められると思われます。

したがって地域計画を変更してもやむを得ないものであると思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上を持ちまして日程第4議案第25号地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第5議案第26号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が3件きており、内2件について現地調査を行っております。

それでは資料15ページ、〇〇さんからの申請にかかる現地調査の報告を稲村委員よろしくお願ひします。

（稲村委員現地調査報告）

それでは説明させていただきます。

令和8年5月14日木曜日に転用にかかる現地調査を私と有留委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として行政書士の〇〇さんが出席されました

今回の転用の目的は居住するための一般住宅の建設となっております。

申請地は、周辺の農地の広がりがある10ha以下であると思われるため、第2種農地に相当すると考えられます。また、地域計画においても区域の外に所在する農地であることから転用は可能であると思われます。

内容につきましても、建設される一般住宅は借人の居住用に使用される計画であり、実現性は確実であると思われます。また転用面積も500㎡以下であり問題はないものと思われます。

さらに工事の際、苦情等が生じた場合には借人が誠意をもって対応する旨が示されていることから、本件については転用を許可しても特に問題はないものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長 (大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

続いて資料 17 ページに有限会社〇〇さんから申請地に重機格納庫を建設してしまったために追認を求める申請がなされておりますが、本件については令和 7 年第 10 回定例総会において農用地区域からの除外について審議がなされた際に、現地調査の報告および転用内容の説明が行われておりますので、今審議では内容の説明を省略させていただきます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長 (大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長 (大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました

続いて資料 19 ページ、有限会社〇〇さんからの申請にかかる現地調査の報告を松留和江委員よろしく申し上げます。

(松留和江委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 8 年 5 月 14 日木曜日に転用にかかる現地調査を私と谷口委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として今回の借人となっている〇〇産業さんと貸人となっている〇〇さんと〇〇さんが出席されました。

今回の転用目的は、砂取業者である借人が砂を採取するものです。

申請地は、転用が原則禁止されている第 1 種農地に該当すると考えられますが、今回の申請は転用期間が 1 年間と限定されていることから、不許可の例外である「農地の一時転用」に該当するものと考えられます。

また、申請地は地域計画の区域内にも該当していますが、一時転用であるた

め、計画の変更は不要であると考えられます。

なお、採取に伴う工事についても、苦情等が生じた場合には業者が誠意をもって対応するとしており、転用を許可しても特に問題はないものと考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第5議案第26号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（宮之前）

6月の現地調査を15日（月）に行います。

定例総会を25日（木）に行います。

6月定例総会分の申請締切を5月29日（金）までとします。

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和8年第5回定例総会を閉会いたします。